

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設)に係る
落札者決定の取り消しについて

令和元年8月16日に入札公告した「(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設)」において、令和2年4月27日に落札者決定の公表を行ったところですが、下記のとおり落札者決定の取り消しを公表します。

令和2年5月25日

山辺・県北西部広域環境衛生組合
管理者 並河 健

記

1. 事業名 (仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

2. 落札者 JFEエンジニアリング株式会社大阪支店

3. 落札者決定の取り消し理由

令和2年5月21日付けで本組合構成市町村である天理市が落札者の入札参加停止を決定^{※1}したため、山辺・県北西部広域環境衛生組合公告第1号第2の規定^{※2}により、落札者決定を取り消す。

※1 落札者が請け負った工事において下請負会社の労働者が、令和元年10月14日に三重県で発生した労働災害事故に関して、令和2年3月19日に労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、天理市建設工事等入札参加停止措置要領第3条に基づく措置要件に該当するため、入札参加停止を行った

※2 山辺・県北西部広域環境衛生組合公告第1号第2の規定(抜粋)
公告第1号第2 入札参加資格要件等

(1) 応募者の条件

2) 参加資格要件

①共通参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成メンバーとなることはできない。

ウ. 本組合構成市町村のいずれかの指名停止措置を受けている者

③参加資格の確認

- ウ. 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の構成メンバーが入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は落札者決定を取り消す。この場合において、本組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。